|  |
| --- |
| **景観形成基準チェックシート　（事前協議用）** |
| その1 | 建築物　□新築　□増改築・移転　□修繕・塗り替え | 自然とくらしの調和ゾーン |

様式第1-3号（第5条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | □行為者□代理人 | 住所 氏名  |
| 行為の場所 |  |

○自然とくらしの調和ゾーン　景観形成基本方針

森林や渓谷を中心とした良好な自然地では、生産活動とも調和しながら、自然景観の保全を図ります。

農地は、健全な農地景観を維持するとともに、美しい海の景観を維持するため、赤土流出の防止を図ります。特に台地上のまとまった規模の開発農地は、周囲の景観スケールとの調和に配慮するとともに、地形や自然生態系に及ぼす影響をできるかぎり小さくし、道路など公衆の視点場から見て違和感のない景観をつくります。かつて美しい田んぼとして知られたターブクは、広がりのある農地景観を生かし、人々に親しまれる景観づくりにつとめていきます。

当ゾーンに含まれる海域については、良好な自然の海の風景を保全し、海やその景観に親しめるスポットにおいては、その活用や質の向上を図ります。

また比較的身近な自然地としてリゾート施設等の開発なども想定されますが、そうした場合にも自然景観保全ゾーンへの眺望の保全や自然景観の保全には十分配慮します。

1/2

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 景　観　形　成　基　準 | 申請/配慮内容（事業者等記載） | 地域（区）意見 |
| ①高さ・配置 | ・建築物の高さは13ｍ以下とする。また、自然の骨格景をなす山容の連なり、海への眺望等を遮らないように留意する。 | □　高さ： |  |
| ②形態意匠 | 全体 | ・周囲の自然景観に調和したデザインとする。 | □ |  |
| 屋根 | ・屋根の色(防水塗装色を含む）は周囲の景観と調和するものとする。・公的な視点場から見下ろされる位置にある場合は特に注意する。 | □□ |  |
| 色彩（共通基準も参照） | ・外壁は周囲になじむ落ち着いた色合いとする。（主な共通基準：派手な色は面積を絞る） | □　主な色あい：□ |  |
| 素材（共通基準も参照） | ・ミラーガラスや金属製品で反射の強いものはできるだけ避け、周囲の影響に配慮する。 | □ |  |
| ③敷地 | 緑化（共通基準も参照） | ・緑地率20%以上を目標とし、良好な緑の維持に努める。 | □　緑地率： |  |
| 既存樹木 | ・良好な景観を構成している既存樹木はできる限り生かす。 | □　既存樹木有無： |  |
| 垣柵・塀 | ・敷地囲いは生垣または石垣を推奨する。・コンクリート塀・ブロック塀を設ける場合は、緑化あるいは透過性のあるフェンス等と組み合わせるなどの修景を図るとともに圧迫感のない高さとする。 | □□ |  |
| 夜間景観（共通基準も参照） | ・照明の光源は、周囲の環境に配慮した穏やかなものとする。・照明の位置、方向、時間帯については周囲の住環境や自然環境系に悪影響を及ぼさないよう十分配慮する。・その他、村が定める“光害の防止”に関連する基準等に準ずるものとする。 | □□□ |  |

2/2

様式第1-3号（第5条関係）

|  |
| --- |
| **景観形成基準チェックシート　（事前協議用）** |
| その2 | 建築物　□新築　□増改築・移転　□修繕・塗り替え | くらしと文化の景観ゾーン |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | □行為者□代理人 | 住所 氏名  |
| 行為の場所 |  |

○くらしと文化の景観ゾーン　景観形成基本方針

本ゾーンは集落を中心に、普段から多くの人が親しんでいる空間です。

集落は、屋敷林や瓦屋根の民家、スージグヮー（路地）、アタイ（野菜畑）など多様な景観要素を有し、拝所など歴史・文化遺産も豊富な上、花や緑の彩も豊かです。これらの要素をできるだけ生かし、美しくくらしやすい空間を整えます。また人の身の丈に合ったものが心地よいことから、突出した規模の開発や建築行為は控え、これまで暗黙の裡に培われてきたマナーを大切にします。

国頭村の幹線道路景観は、大部分が大きなスケールの自然景観の中にありますが、集落付近の沿道は生活感や暖かさを感じさせるスポットとなります。花と緑による修景を進め、雑多な屋外広告物や景観阻害要素となるものの整理につとめます。

1/2

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 景　観　形　成　基　準 | 申請/配慮内容（事業者等記載） | 地域（区）意見 |
| ①高さ・配置 | ・建築物の高さは13ｍ以下とする。また、高さや配置において、周囲との連続性に配慮し、全体として景観に優れたものとなるよう留意する。 | □　高さ： |  |
| ②形態意匠 | 全体 | ・伝統的な集落のスケールや形態を尊重し、周囲の街並みと違和感を生じさせないデザインとする。 | □ |  |
| 屋根 | ・屋根の色(防水塗装色を含む）は周囲の景観と調和するものとする。・公的な視点場から見下ろされる位置にある場合は特に注意する。 | □□ |  |
| 色彩（共通基準も参照） | ・外壁は周囲になじむ落ち着いた色合いとする。（主な共通基準：派手な色は面積を絞る） | □　主な色あい：□ |  |
| 素材（共通基準も参照） | ・ミラーガラスや金属製品で反射の強いものはできるだけ避け、周囲の影響に配慮する。 | □ |  |
| ③敷地 | 緑化（共通基準も参照） | ・緑地率15%以上を目標とし、良好な緑の維持に努める。 | □　緑地率： |  |
| 既存樹木 | ・良好な景観を構成している既存樹木はできる限り生かす。 | □　既存樹木有無： |  |
| 垣柵・塀 | ・敷地囲いを設ける場合は生垣または石垣を推奨する。コンクリート塀・ブロック塀を設ける場合は、緑化など修景を図るとともに圧迫感のない高さとする。・ひんぷん等の伝統的デザインをできる限り活かす。 | □□ |  |
| 夜間景観（共通基準も参照） | ・照明の光源は、周囲の環境に配慮した穏やかなものとする。・照明の位置、方向、時間帯については周囲の住環境や自然環境系に悪影響を及ぼさないよう十分配慮する。・その他、村が定める“光害の防止”に関連する基準等に準ずるものとする。 | □□□ |  |

2/2

様式第1-3号（第5条関係）

|  |
| --- |
| **景観形成基準チェックシート　（事前協議用）** |
| その3 | 建築物　□新築　□増改築・移転　□修繕・塗り替え | にぎわい景観創出ゾーン |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | □行為者□代理人 | 住所 氏名  |
| 行為の場所 |  |

○にぎわい景観創出ゾーン　景観形成基本方針

本ゾーンは、国頭村の玄関口であり観光施設や行政施設が集積する、“顔”となる空間です。中心市街地である辺土名周辺は、大通りを中心ににぎわいの景観づくりを進めます。また道の駅や役場、体育施設などの拠点施設では、重点的に良好な景観づくりを展開します。

オクマビーチなどリゾート空間では、民間事業者と協力し、自然景を生かした高質なリゾート景観の創出を進めます。

1/2

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 景　観　形　成　基　準 | 申請/配慮内容（事業者等記載） | 地域（区）意見 |
| ①高さ・配置 | ・建築物の高さは13m以下とする。ただし、以下の場合はこの限りではない。・良好な自然景観と調和し、眺望を妨げない配置、形態、意匠の工夫がなされている場合・一体的な開発において十分な緑地を確保し、全体として景観に優れたものである場合 | □　高さ： |  |
| ②形態意匠 | 全体 | ・周囲のまちなみと調和のとれたデザインとする。 | □ |  |
| 屋根 | ・屋根の色(防水塗装色を含む）は周囲の景観と調和するものとする。・公的な視点場から見下ろされる位置にある場合は特に注意する。 | □□ |  |
| 色彩（共通基準も参照） | ・外壁は周囲になじむ落ち着いた色合いとする。（主な共通基準：派手な色は面積を絞る） | □　主な色あい：□ |  |
| 素材（共通基準も参照） | ・ミラーガラスや金属製品で反射の強いものはできるだけ避け、周囲の影響に配慮する。 | □ |  |
| ③敷地 | 緑化（共通基準も参照） | ・花と緑で彩るよう努める。 | □　緑地率： |  |
| 既存樹木 | ・良好な景観を構成している既存樹木はできる限り生かす。 | □　既存樹木有無： |  |
| 垣柵・塀 | ・コンクリート塀・ブロック塀を設ける場合は、緑化あるいは透過性のあるフェンス等と組み合わせるなどの修景を図るとともに圧迫感のない高さとする。 | □ |  |
| 夜間景観（共通基準も参照） | ・照明の光源は、周囲の環境に配慮した穏やかなものとする。・照明の位置、方向、時間帯については周囲の住環境や自然環境系に悪影響を及ぼさないよう十分配慮する。・その他、村が定める“光害の防止”に関連する基準等に準ずるものとする。 | □□□ |  |

2/2

|  |
| --- |
| **景観形成基準チェックシート　（事前協議用）** |
| その4 | 建築物　（敷地面積500㎡以上かつ建築面積100㎡以上） | 全ゾーン共通 |

様式第1-3号（第5条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | □行為者□代理人 | 住所 氏名  |
| 行為の場所 |  |

1/1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 景　観　形　成　基　準 | 申請/配慮内容（事業者等記載） | 地域（区）意見 |
| ①壁面の位置 | ・建物壁面は前面道路から５m以上後退する。 | □　後退距離： |  |
| ②形態意匠 | 全体 | ・主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。　・山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないこと。・周囲の自然景観に調和したデザインとする。・大規模な建築物等は圧迫感を生じさせないよう分節化などで工夫する。 | □□□□ |  |
| 色彩（共通基準も参照） | ・外壁の過半は周囲になじむ落ち着いた色合いとし、明度８以上の無彩色またはR～Y系の色相で彩度２以下、明度８以上を原則とする。・ただし、公衆の視点場への影響が少ない配置・形態であれば、R～Y系以外の色相で彩度2以下、明度8以上の色も認める。また森林内など周囲の色彩の明度が低い環境下では、明度８以下を認める。・派手な色の使用は必要最小限とする。 | □　主な色：（色相・明度・彩度）□　派手な色の使用割合： |  |
| ③敷地 | 緑化（共通基準も参照） | ・緑地率20%以上を目標とし、良好な緑の維持に努める。 | □　緑地率： |  |

様式第1-3号（第5条関係）

|  |
| --- |
| **景観形成基準チェックシート　（事前協議用）** |
| その5 | 工作物　□新設　□増改築・移転　□修繕・塗り替え | 自然とくらしの調和ゾーン |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | □行為者□代理人 | 住所 氏名  |
| 行為の場所 |  |

○自然とくらしの調和ゾーン　景観形成基本方針

森林や渓谷を中心とした良好な自然地では、生産活動とも調和しながら、自然景観の保全を図ります。

農地は、健全な農地景観を維持するとともに、美しい海の景観を維持するため、赤土流出の防止を図ります。特に台地上のまとまった規模の開発農地は、周囲の景観スケールとの調和に配慮するとともに、地形や自然生態系に及ぼす影響をできるかぎり小さくし、道路など公衆の視点場から見て違和感のない景観をつくります。かつて美しい田んぼとして知られたターブクは、広がりのある農地景観を生かし、人々に親しまれる景観づくりにつとめていきます。

当ゾーンに含まれる海域については、良好な自然の海の風景を保全し、海やその景観に親しめるスポットにおいては、その活用や質の向上を図ります。

また比較的身近な自然地としてリゾート施設等の開発なども想定されますが、そうした場合にも自然景観保全ゾーンへの眺望の保全や自然景観の保全には十分配慮します。

1/1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 景　観　形　成　基　準 | 申請/配慮内容（事業者等記載） | 地域（区）意見 |
| ①高さ・位置 | ・周囲の樹木の高さを超えないものとする。道路等公衆の視点から山稜線やランドマークへの眺望を遮らないこと。 | □　高さ： |  |
| ②形態意匠 | 全体 | ・周囲の街並みや景観と調和した意匠形態とするよう努める。擁壁などの長大な工作物においては、分節化や表情の工夫により、圧迫感や単調さの軽減に努める。 | □ |  |
| 色彩 | ・派手な色を用いるのは機能上不可欠な場合のみとし、周囲に調和した落ち着いた色彩とする。 | □ |  |
| 素材 | ・耐久性の高い素材を用いる。また工作物の種類に応じて、琉球石灰岩など地域素材の活用に努める。 | □ |  |
| ③緑化 | ・工作物の敷地はできるだけ緑化する。また良好な既存木はできるだけ保存を図る。 | □ |  |
| ④発電施設等 | ・公共の視点場からの良好な景観資源（国立公園・国定公園の山稜や海岸地、景勝地、ランドマークなど）への眺望を著しく妨げない。・主要な展望地からの展望の著しい妨げにならないものとする。・周囲に圧迫感や違和感を与えない位置・規模とし、植栽等による遮蔽等に配慮する。・色彩は低彩度を用い、周囲に違和感を与えないものとする。・太陽光パネル等は反射により周囲に悪影響を及ぼさないよう配慮する。 | □□□□□ |  |

様式第1-3号（第5条関係）

|  |
| --- |
| **景観形成基準チェックシート　（事前協議用）** |
| その6 | 工作物　□新設　□増改築・移転　□修繕・塗り替え | くらしと文化の景観ゾーン |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | □行為者□代理人 | 住所 氏名  |
| 行為の場所 |  |

○くらしと文化の景観ゾーン　景観形成基本方針

本ゾーンは集落を中心に、普段から多くの人が親しんでいる空間です。

集落は、屋敷林や瓦屋根の民家、スージグヮー（路地）、アタイ（野菜畑）など多様な景観要素を有し、拝所など歴史・文化遺産も豊富な上、花や緑の彩も豊かです。これらの要素をできるだけ生かし、美しくくらしやすい空間を整えます。また人の身の丈に合ったものが心地よいことから、突出した規模の開発や建築行為は控え、これまで暗黙の裡に培われてきたマナーを大切にします。

国頭村の幹線道路景観は、大部分が大きなスケールの自然景観の中にありますが、集落付近の沿道は生活感や暖かさを感じさせるスポットとなります。花と緑による修景を進め、雑多な屋外広告物や景観阻害要素となるものの整理につとめます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 景　観　形　成　基　準 | 申請/配慮内容（事業者等記載） | 地域（区）意見 |
| ①高さ・　　　位置 | ・周囲の眺望景観を損なうことのないよう、また周囲に圧迫感や違和感を与えないよう、高さや位置に配慮する。 | □　高さ： |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ②形態意匠 | 全体 | ・周囲の街並みや景観と調和した意匠形態とするよう努める。擁壁などの長大な工作物においては、分節化や表情の工夫により、圧迫感や単調さの軽減に努める。 | □ |  |
| 色彩 | ・派手な色を用いるのは機能上不可欠な場合のみとし、周囲に調和した落ち着いた色彩とする。 | □ |  |
| 素材 | ・耐久性の高い素材を用いる。また工作物の種類に応じて、琉球石灰岩など地域素材の活用に努める。 | □ |  |
| ③緑化 | ・工作物の敷地はできるだけ緑化する。また良好な既存木はできるだけ保存を図る。 | □ |  |
| ④発電施設等 | ・公共の視点場からの良好な景観資源（国立公園・国定公園の山稜や海岸地、景勝地、ランドマークなど）への眺望を著しく妨げない。・主要な展望地からの展望の著しい妨げにならないものとする。・周囲に圧迫感や違和感を与えない位置・規模とし、植栽等による遮蔽等に配慮する。・色彩は低彩度を用い、周囲に違和感を与えないものとする。・太陽光パネル等は反射により周囲に悪影響を及ぼさないよう配慮する。 | □□□□□ |  |

1/1

|  |
| --- |
| **景観形成基準チェックシート　（事前協議用）** |
| その7 | 工作物　□新設　□増改築・移転　□修繕・塗り替え | にぎわい景観創出ゾーン |

様式第1-3号（第5条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | □行為者□代理人 | 住所 氏名  |
| 行為の場所 |  |

○にぎわい景観創出ゾーン　景観形成基本方針

本ゾーンは、国頭村の玄関口であり観光施設や行政施設が集積する、“顔”となる空間です。中心市街地である辺土名周辺は、大通りを中心ににぎわいの景観づくりを進めます。また道の駅や役場、体育施設などの拠点施設では、重点的に良好な景観づくりを展開します。

オクマビーチなどリゾート空間では、民間事業者と協力し、自然景を生かした高質なリゾート景観の創出を進めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 景　観　形　成　基　準 | 申請/配慮内容（事業者等記載） | 地域（区）意見 |
| ①高さ・位置 | ・周囲の眺望景観を損なうことのないよう、また周囲に圧迫感や違和感を与えないよう、高さや位置に配慮する。 | □　高さ： |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ②形態意匠 | 全体 | ・周囲の街並みや景観と調和した意匠形態とするよう努める。擁壁などの長大な工作物においては、分節化や表情の工夫により、圧迫感や単調さの軽減に努める。 | □ |  |
| 色彩 | ・派手な色を用いるのは機能上不可欠な場合のみとし、周囲に調和した落ち着いた色彩とする。 | □ |  |
| 素材 | ・耐久性の高い素材を用いる。また工作物の種類に応じて、琉球石灰岩など地域素材の活用に努める。 | □ |  |
| ③緑化 | ・工作物の敷地はできるだけ緑化する。また良好な既存木はできるだけ保存を図る。 | □ |  |
| ④発電施設等 | ・周囲の眺望景観を損なうことのないよう、また周囲に圧迫感や違和感を与えないよう、高さや位置に配慮する。 | □ |  |

1/1

|  |
| --- |
| **景観形成基準チェックシート　（事前協議用）** |
| **その8** | 建築物・工作物以外の基準（開発行為ほか） | 全ゾーン共通 |

様式第1-3号（第5条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | □行為者□代理人 | 住所 氏名  |
| 行為の場所 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 景　観　形　成　基　準 | 申請/配慮内容（事業者等記載） | 地域（区）意見 |
| 開発行為等 | 形状・緑化（共通基準も参照） | ・できる限り現況の地形を活かし、大規模な法面や擁壁が生じないように努める。・法面は可能な限り緑化可能な勾配とし、周囲の植生と調和する緑化を行う。また緑化に不向きな箇所は自然石等による修景に努める。・土石の採取・鉱物の採掘の場合、周辺の景観に悪影響を及ぼさないよう配慮する。採取・採掘の終了または休止時には埋戻し、周囲の植生と調和する緑化を行う。・敷地内に優れた樹木がある場合は、保存または移植によりできる限り修景に活かす。 | □□□□ |  |
| 木竹の伐採・植栽 | ・木竹の伐採は、その目的に応じ必要最小限の規模とするよう努める。・景観上有効な樹木は保存に努める。 | □□ |  |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | ①位置・形態 | ・堆積物から堆積にかかる敷地の境界までの距離を３m以上確保する。・秩序ある形態での堆積に努め、周囲の高さ５mを越えて突出しないものとする。 | □□ |  |
| ②遮蔽 | ・周囲の公共空間から見えないよう、生垣や垣柵によって遮蔽する。遮蔽物も周囲の景観に調和するよう配慮する。 | □ |  |
| 特定照明（ライトアップ） | ・照明の光源は、周囲の環境に配慮した穏やかなものとする。・照明の位置、方向、時間帯については周囲の住環境や自然環境系に悪影響を及ぼさないよう十分配慮する。・その他、村が定める“光害の防止”に関連する基準等に準ずるものとする。 | □□□ |  |

1/1